

業務委託仕様書

1 名称

宇佐神宮御鎮座1300年を契機とした県内周遊バスツアー事業委託業務

2 委託目的

宇佐神宮は全国4万社あまりの八幡社の総本宮であり、令和7年に八幡大神が御鎮座し1300年を迎える。宇佐市を中心に関連イベント等が予定されていることから、これらを契機とした県内主要駅等を発着地とする県内周遊バスツアーの催行促進を目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年1月31日まで

4 委託業務の内容

委託する業務の内容は次のとおりとする。なお、業務の遂行に当たり事業を円滑に進められるよう具体的な取組については、大分県と協議の上、実施すること。

(1) キャンペーン名の設定

本事業実施にあたり、訴求力のあるキャンペーン名を設定すること。

(2) 参画事業者の募集

大分県内（主要駅、フェリー乗り場及び大分空港）及び福岡県内（博多駅、小倉駅、福岡空港及び北九州空港）を発着地とする県内周遊バスツアー商品を適切に取り扱うことのできる旅行業者を募集・決定し、商品を造成・販売させること。

(3) 助成金の交付

参画事業者の商品販売前に助成要件等に基づき審査を行い、交付決定の通知を行うこと。また、必要に応じて参画事業者と調整を行うこと。

参画事業者からの請求に基づき、助成金を交付すること。

① 催行期間

令和7年8月1日から11月30日まで

② 1台あたりの催行人数（乗務員・添乗員等を参加人数から除く実績ベース）

中型バス・大型バス 20名以上

ジャンボタクシー・小型バス 5名以上

③ 1台あたりの助成額

中型バス・大型バス 100,000円以内

ジャンボタクシー・小型バス 50,000円以内

④ 参画事業者への配分方法

先着順かつ1社あたりの上限額を設定のうえ配分することを基本とするが、幅広く事業者が参画できるように変更することは差し支えない。配分方法の考え方についてはプロポーザル提案書及び審査会で説明すること。

(4) 実績確認

参画事業者に販売進捗状況等の実績を報告させること。

(5) 申請書類等の管理

(2)～(4)の記録を事後検証が可能な方法で適切に管理すること。

(6) 周知

本事業について一般消費者に広く周知すること。

また、他事業でも使用可能な広報ツールを制作すること。

具体的な周知方法については県と協議の上、決定すること。

(7) 事業報告

① 月次報告

商品の販売進捗状況及び業務進捗状況等を把握するため、事業実績に係る報告書を翌月20日までに県に提出すること。

② 報告書

事業完了後、報告書を令和8年1月31日までに県に提出すること。

なお、販売実績や旅行者の意見等、次年度以降にコンテンツをブラッシュアップするために必要なデータや分析情報を含むこと。

(8) 予算配分

上記(2)助成金の交付、(6)周知の予算配分は、8:2の割合を目安とすること。ただし、事業効果を最大とするために配分を変更することは差し支えない。予算配分等の考え方については、プロポーザル提案書及び審査会で説明すること。

(9) その他

本助成を利用する事業者に対して、ツアー募集告知等で本事業利用の明示を条件とすること。

本事業の助成対象となる県内周遊バスツアーは、(2)の発着地からの日帰りバスツアーもしくは、宿泊付きバスツアーとする。(ツアー行程の一部をバスで周遊するものは対象外)

5 成果物の著作権等

(1) 本業務により得られた成果物の著作権、所有権、利用権は、原則として大分県に帰属すること。事前連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、大分県に帰属することができない適当な理由がある場合で、事前に承諾を得たときはこの限りではない。

(2) 成果物について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

6 支払方法

事業進捗に応じて、受託者からの請求に基づき、県が必要と認めた場合行う。

7 その他業務実施上の条件

(1) 業務実施にあたっての留意事項

- ① 業務の実施にあたっては、委託者と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- ② 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- ③ 事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者で協議して決定する。

(2) 業務の実施体制

- ① 業務全体を統括するための責任者を置くこと。
- ② 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配すること。また、業務実施体制表を作成し、委託者へ提出すること。